

永平辨道話流通考（續）

遠藤 孝次郎

當代又萬仞道坦（元祿十一年生、安永四年六月九日歿）あり。純ら永平の的旨を光闡するに昂む。就中永平正法眼藏に關して言ふ。曰く、『余雖不敏研窮正法眼藏二十年。』（正法眼藏涉典補闕錄、明和八年孟夏序）と、又『余提唱正法眼藏既是二十餘年。』（室內三物秘辨、明和九年冬記）と。是れ其の正法眼藏諫靈錄（月上流）に又『ときに寶曆壬午（按、二秋、略）參の一院（按、妙昌寺、又醫王寺）に止宿して、不慮に詮慧禪師の正法眼藏の御聽書、經豪禪師の註鈔を獲て、深山に入て拜覽すること至于此すでに二十一年なり。』となすものなり。即ち萬仞が七十五卷本に據り、専ら詮慧經豪の聽鈔を龜鏡として、正法眼藏の研窮に孳々たりしを示すものに外ならず。但萬仞が之に遺る辨道話をも亦久しく翫弄せることは、其の山庵夜話及び室内三物秘辨に見る如し。即ち山庵夜話第一卷（寫本、識語云、于時寶曆五乙亥雪月下浣日三卷の所在を聞かす。是れ或は成らずして翫む。但來た本書續の、德義は萬仞開闢する萬福寺の山號なり）に、或問の酬對に假りて以て永平下に於ける佛祖單傳の坐禪義を發揮せんとす。乃ち此に先づ、『坐禪ハ安樂ノ法門』（按、是れ辨道、話に據るか）とし、更に正法眼藏三昧王三昧の起句を掲ぐ。曰く、『焉然トシテ盡界ヲ超越

シテ佛祖ノ屋裏ニ大尊貴生ナルハ結跏趺坐ナリ外道魔黨ノ頂顛ヲ蹈躐シテ佛祖ノ堂奥ニ個中人ナルコトハ結跏趺坐ナリ』と。次で又『世尊ツネニ結跏趺坐ヲ保任シマシマス（略）七佛正傳ノ心印スナハチコレナリ』を引く。萬仞の三昧王三昧より引く所以は、思ふに、是れ佛祖正傳による坐禪の的旨を明徴し、且つ之を卓上するものとして光前且つ絶後なるを以てなり。萬仞又『坐禪ヲ一大事ナリト參學スベシコレ單傳ノ正印ナリ』（按、是れ正法眼藏、坐禪條より引く）を擧げ、『コノ單傳正印ノ坐禪スナハチ正法眼藏ナリ涅槃妙心ナリ（文）』（按、是れ辨道、話の取意か）とす。而して又『佛祖ノ極之極ヲ超越スルハタタコノ一法ナリコノユヘニ佛祖コレヲイトナミテ更ニ餘務アラスマサニシルヘシ坐ノ盡界ト餘ノ盡界トハルカニコトナリコノ道理ヲアキラメテ佛祖ノ發心修行菩提涅槃ヲ辨肯スヘシ（文）』を引き、『コノ一段ハ正法眼藏三昧王三昧ノ文ニシテ難解トイヘリ』と註し、又『一坐ノ坐禪モ（略）モトヨリ證上ノ修ナリ悟上ノツトメナリ成佛後ノイトナミナリ佛行ナリ祖行ナリコレ諸佛ノ定法トシ

テ如是ノ作法ナリト辨肯^レすべしとし、『坐禪ノ一法ヲ究盡
スルトキ盡法界同時ニ蒲團上ニ藏身シテ坐禪ノ外ニコレ
一法アルコトナシコレヲ大千沙界一蒲團萬別千差裡箇看トイ
フ』となす。是れ正に永平が、『(坐禪)ここをもて佛祖かならず坐
禪を單傳すると一定すべし。』(藏)となし、『嫡嫡相承せる
はこの坐禪の宗旨のみなり。この宗旨いまだ單傳せざるは佛
祖にあらざるなり。この一法あきらめざれば萬法あきらめざ
るなり。萬行あきらめざるなり。』(同)と言ふ如きを祖述す
る者と謂ふべし。而して萬仞此に書名を擧げざれども、復證
文として辨道話の要句を引くこと更に四返に及ぶ。即ち辨道
話の起句、『諸佛如來共ニ妙法ヲ單傳シテ阿耨菩提ヲ證スル
ニ最上無爲ノ妙術アリ乃至端坐參禪ヲ正門トセリ』を引く。
即ち此に坐禪を以て佛祖單傳得道の妙術とし、是れ畢竟菩提
を究盡するの修證に外ならずとなすも、修證固り兩段に非る
旨趣を承けて、又辨道話を引用す。『修證ハヒトツニアラス
トオモヘルスナハチ外道ノ見ナリ修證コレ一等ナリイマモ證
上ノ修ナルユヘニ初心ノ辨道スナハチ本證ノ全體ナリカルカ
故ニ修行ノ用心ヲサツクルニモ修ノホカニ證ヲマツコト勿レ
トオシユ乃至釋迦牟尼佛迦葉尊者オナチク證上ノ修ニ受用セ
ラル達磨大師大鑑高祖同ク證上ノ修ニ引轉セラル』等なり。
萬仞此に専ら正法眼藏三昧王三昧、同坐禪儀と共に辨道話を
並べ擧ぐるは、思ふに是れ永平の初轉法輪に擬せらるゝ辨道

話と、晩に成る二篇とは互に相應じて能く永平の坐禪義を開
闡する所以にして、萬仞の意を用ふる所察すべきなり。萬仞
其の室内三物秘辨に又辨道話を引證す。即ち『或曰見引轉證
上修乃至俱見受用於證上之修。云々。』となし、『此等正法眼
藏之極談。而非眞兒孫則不通其義。』として、此に辨道話に
言ふ修證一證本證妙修を以て永平正傳の極則たるを讚す。是
に由り萬仞が前後を通じ辨道話を拈提すること亦長きに亘る
を見るべし。

然るに萬仞依用辨道話の來由明かならず。前に述ぶる如
く、萬仞専ら七十五卷本正法眼藏に據ると雖も、固り他の諸
本に亦留意せることは、其の正法眼藏秘鈔(寶曆九歲)並に繕寫
正法眼藏古鈔(明和六歲)の品例に七十五卷本以外從前成れる假
字正法眼藏五種を列擧するに依て知るべし。其の中に獨り辨
道話を收むる晃全本を見る。然るに山庵夜話に引く辨道話を
以て晃全本(種四)と校合するに、是れ明かに晃全本に非ず。又
從來行はれたる辨道話と比照するに、是れ己山本と異り、又
萬仞と道交ある三州龍源寺萬光道輝の書寫する德雲寺本(出前)
に非ず、又萬仞三州長圓寺に住山(向寺十)するに、先に享保廿
年同寺十世泊州皆如の置く辨道話(出前)と亦別なり。而して夜
話に見る其の鈔出は獨り面山輯拾遺正法眼藏辨道話と合致す
ることを知る。但面山本正法眼藏(本集六十卷)拾遺(拾遺三十六卷)の編輯年次未詳
にして、且つ萬仞寶曆九年正法眼藏秘鈔品例に面山本正法眼

藏を枚擧せず。然らば則ち萬仒依用辨道話は單本にして、其の原本或は面山本と相親きか。

萬仒の隨徒に慧輪玄亮あり、慧輪に隨徒本秀幽蘭あり、共に辨道話に就て傳ふる所あり。(慧輪玄亮。行實未詳。並に同化四年慧輪撰撰眼藏古鈔傳付武藏雲寺慧岳書(寫本。龍珠院藏)あり。自序に當年六十九と云す。已後未詳。師之所行化處者。悉皆隨逐焉。其間與童麟祖天宗苗等同參習焉。云々)と言ふ。但此の自序、他の一寫本亦隨傳萬仒年となすに、慧輪の廿六歳は明和元年にして、爾後廿年となさば是れ天明三年、萬仒寂後九年なるが故に、隨傳廿年は十年の誤か。同參の童麟は萬仒の法嗣石天童麟。後の豫州法龍寺十世。文政八年七月八日示寂。萬仒下法系二本共に慧輪法嗣に慧輪を記すも慧輪を見ず。慧輪後、其間寫正法眼藏影室す。寂年未詳。本秀幽蘭。生年未詳。弘化四年寂。住丹州見性寺。幽蘭寫正法眼藏影室藏影室鈔は、文化十年慧輪、同能仁龍潭寺、同書跋(龍珠院藏)より、幽蘭の講高多寶殿に於て其の功を竣く見ゆるに、其の原本は、慧輪が文化五年慧岳に傳付せるものなるが如し。而して幽蘭其の總寫の間、前寶積慧輪の閑居する上州菩提庵と武州多寶庵との往還を重ね、時に隨つて慧輪に侍せるものか。後述幽蘭手澤正法眼藏は、十七卷に互り輪師云として其の聽書を註記し、又併せて萬仒の釋を引用す。是れ幽蘭が慧輪の法筵に列せるを證するもの。

本秀幽蘭其の手澤永平寺版正法眼藏(寫本)辨道話蒼頭に紀事を録す。是れ亦辨道話の近世出現を言ふ。即ち幽蘭先づ前出本光參註に見る寂寥庵絮雪談を引き、次で記して言ふ。曰く、『秀云。聞曾于上毛前寶積輪古佛。有越州敦賀郷永昌寺塔中桂光庵舟外老僧者。本加州藩臣在所以避世矣。親族在一富家久入于菊亭殿。殿下有事時納黃金若干兩。殿下大歡悅曰。斯是雖吾祕藏珍寶而今因汝功與之。彼慶快無措處而深珍藏之。而至後聖者眞跡發至尊重之思以有緣故與外老僧。予游方之時與童麟和尚親敬禮之。因老僧語兩人曰向面山和尚告吾云汝已年老也。宜度後以今分布于本國諸甲刹。高祖皮肉增覆

陰後昆兒孫身心永敬扇門風者歟。憶分或片紙或三行五行其餘永福珍藏歟。以是終不應諾。秀由此觀彼因緣光老謂公族家者菊亭殿歟。而復近聞濃州樹和尚。吾師住于攝之佛眼日。高祖眞跡辨道話聞秘在于丹州園部城德雲精舍。令庵長老拜請不聽。亦復令庵長老往彼寺終瞻寫以彫刻之云焉。』と。

即ちこれ亦眞蹟辨道話の所在並に其の近世出現を語るものとして留目すべし。但此の慧輪談は、幽蘭を外にして他に亦之を傳ふるあるを聞かず。又慧輪談を外にして菊亭藏眞蹟辨道話が後に舟外の奉護する所たりと言ふを知らず。(慧輪の同參豫州法龍寺に住するに、同寺昭和の兵變に依り、慧輪談は盡く其の辨道話提曉亡、悉く古記を失ひ、今童麟の記録を見ず)慧輪談は盡く其の辨道話提唱に於て陳ぶる所か。果して然らば是れ或は幽蘭が慧輪に隨侍せりと臆はるゝ文化八年より同十年に至る間に承くるものとなすべし。而して幽蘭の紀事が永平寺版正法眼藏に記入せることより、是れ永平寺が正法眼藏四百部の排印を圓了、門末の拜請に應じたる文化十二年の後なるべく、又幽蘭が同書開卷吾冊卷頭に記す正法眼藏玄談に於て、正法眼藏の諸本を列擧する中の梵清本に註記して、同本眞蹟の秘在せる丹州德雲寺が『文化十四年春爲同錄失脚』(淡上同寺傳に文)となすを以て、

上出幽蘭紀事は文化十四年春以後に成ると言ふべし。又同紀事に濃州樹談を見る。(東雲寺傳に柏峯長樹、玄透即中法嗣、文政四年寂となす。行實未詳。其の位牌墓所は、濃州産柏峯長樹となすべし。即ち勢州に在るも、同寺世代に柏峯を見ず)柏峯長樹示寂の文政四年なるに徴し、良樹談は固り之に先つべきを以て、此に幽蘭紀事の成る

は、文化十四年より文政四年に至る間にありと謂つべし。

慧輪談に見る舟外との相見は年次を記さざるを以て其の時を定め難し。且つ舟外の事歴全く不明なるのみならず、其の所謂永昌寺塔中桂光庵の所在亦討ぬべからず。今の敦賀に永昌寺無く、在るは永賞寺なり。同寺天正十九年武山榮文開關となすに、延享二年關三刹に依る曹洞宗本末寺院調亦之に同じ。但同寺傳に、古く敦賀那東鄉村中村區に天台宗永昌寺あり。廢寺同然たりしを以て檀徒取次にて順を遂ひ曹洞宗の武山榮文に歸し、寺號亦永賞寺に改むとなす。又同寺傳に塔中慶光庵あり、後に廢絶すと言ふにより、是れ或は上の永昌寺塔中桂光庵となすものか。臆ふに幽蘭紀事は慧輪口演の筆受なるを以て、是れ或は永賞寺慶光庵を永昌寺桂光庵と記せるものか。(按、賞寺普通、慶桂、俗に普通とす)又童麟慧輪の紀傳あらば自ら分明すべきも未だ其の在るを聞かざるを以て、今遽かに相見の時を知ることはざるも、此に麟輪同行游方の時となし、又舟外談に面山との相見を言ふにより、是れ舟外面山の相見後として、概ね其の時を臆度するに足るものあり。即ち萬奴の選述並に上に掲ぐる慧輪の模寫正法眼藏古鈔自序を勘合して臆ふに、童麟慧輪の舟外との相見は、蓋し麟輪が萬奴に陪從せる西征の因みに行はれたるか。萬奴に明和八年より安永三年に至る山陰山陽の行化あり。即ち明和八年冬雲州永昌寺戒會啓建、前寶積萬奴を戒師に請し、萬奴之に赴く。(萬奴撰、戒本義、安永三年孟春光瑞)

(天邊) 又三休老人生死辨に、『萬奴道坦禪師 侍者 童麟 慧輪 誌』とし、萬奴自序に、明和九年孟秋手書于雲州法雲禪寺客席(按、法雲寺は隨徒祖)となすにより、是れ麟輪が萬奴に侍して筆受する所にして、又以て麟輪の隨行を示すものと謂ふべし。(萬奴先に寶曆十二年七月生死辨を撰す。今其の下巻を見るも、未だ上巻の所在を知らず。而して此年慧輪未だ萬奴に見えずとなすべきか)又諱靈錄に、『正法眼藏を提唱すること全部二返。』と記す如く、萬奴の雲州留錫久しきに亘るを見るべし。(明和八年孟夏序、正法眼藏ける正法眼藏の提唱に備ふと言ふに従はば、萬奴、萬奴に在るか。又同 year の永昌寺戒會に先づ既に山陰に在るか。次で萬奴明和九年冬伯州善福寺に在て永平開山御遺言記録を校訂す。)(同記録、諱語) 此年十一月改元安永となるに、萬奴安永二年十一月上浣藝州勝運寺に在り。(戒本) 是に由り萬奴明和八年冬或は夏より同九年冬に亘り山陰に掛錫するものか。然らば即ち麟輪の舟外と相見せる、蓋し明曆八年或は其の前後となすべきが如し。而して其の親敬禮と言ふは、是れ或は豫て舟外が眞蹟辨道話を奉持すと聞きて故らに參觀するものか。然るに麟輪懇請するも舟外聽さず、終に眞蹟を拜せずして了ることを知る。但慧輪が舟外を老僧と呼び、面山亦汝己年老也となすにより、舟外の既に高壽なるを見るべし。又舟外談に見る、面山との相見は、蓋し越前又は若州にして、而して面山の住永福庵の日か。即ち面山先に若州空印寺住享保十四年より寛保元年に至る十三年なり。次で寛保元年七月空印寺退席直ちに其の創むる永福庵に入り、明和六年九月示寂に至る。住山廿八年なり。而

して舟外との相見は面山永福庵在住の時となすべし。即ち面山空印寺に在る元文三年正月に成る正法眼藏關邪訣（出前）には、『辨道話從京師華族家出。』とするに止り、其の家の菊亭なるを言はず、又辨道話に眞蹟ありとなさず。面山寶曆三年

所謂桂光庵廢絶、眞蹟辨道話亦終に佚して傳はらざるものか。但慧輪談に依らば、其の舟外との相見は、蓋し面山示寂の後と見做すべく、然らば是れ先に臆測する如く、明和八年前後となすべきか。

序訂補建撕記に永祖の眞蹟を多く引證し、且つ辨道話を鈔出すること四返なるも、之に眞蹟ありと言はず。（出前）又面山寶曆九年以後に成る辨道話聞解に於て、祖師眞蹟辨道話菊亭家に在り、祖三之を摹寫し、月舟祖三本に依り謄寫を製し、面山亦祖三本に據て繕寫すとす（出前）に、舟外藏眞蹟辨道話あるを言はず。乃ち面山舟外の相見は聞解の成る後となすべし。而して今殘る吉祥寺本辨道話聞解を以て、或は面山年譜に見る、寶曆十三年夏長源寺に於ける『演說辨道話』の筆録となさば、面山舟外の相見は、寶曆十三年より後、明和六年面山示寂に至る間となすべし。然るに面山に眞蹟辨道話の紀事を見ざるのみにあらず、亦舟外に言及する所無し。又舟外談に、面山勸説し眞蹟を截斷して以て諸山に施納せしめんと言ふも、是れ終に行ふに至らざりしか、今其の斷簡を藏する者無く、又會て之を藏せりとす記録を聞かず。慧輪推度して爾餘は永福の珍藏ならんかと言ふも、今永福庵之を藏する無く、又會て之を藏せりとす記録を見ず。而して萬俣に亦眞蹟辨道話に關する記事あるを知らず。又舟外藏眞蹟辨道話の謄寫となすものあるを聞かず。乃ち又臆ふに或は舟外の後

先に寶曆間面山初めて眞蹟辨道話の菊亭家に在るを言ひ、而して之が祖三摹書に依り月舟之を謄寫となすを以て、是れ或は魯山琢宗の述ぶる如く寛文間（前出。正法眼藏顯開事考）なるか、或は畢竟月舟示寂（元禄七年）に至る間となすべし。又舟外談に依らば、眞蹟辨道話の菊亭家より出で、富家某に移れるは祖三摹寫の後にして、而して之が終に舟外の奉持する所となると謂ふべし。然らば面山舟外共に之を傳ふるに由り、茲に永平眞蹟辨道話が、元、菊亭家に祕在せるを證するものとなすべし。又明和七年本光撰 正法眼藏參註紀事は、享保十七年齋雪が親筆辨道話京師公族家に在るを言ひ（出前）、次で元文三年面山亦辨道話從京師華族家出となす。今是等に見る華胄を以て共に菊亭家となさば、寛文以降享保、元文、寶曆を通じ既に洞上學人の間に、眞蹟辨道話が京師華胄菊亭家に現在すとの傳承行はれたるが、慧輪に至り之が菊亭家より出で、終に舟外の拜持する所となるとせられ、明和、安永より文化を經、次で幽蘭に依り、延て文政、弘化に至てなほ紹襲せられたるを臆ふべし。